

## 『源承和歌口伝』の為氏批判をめぐつて

安田徳子

歌道家御子左家は、藤原為家の子息の代に、嫡子為氏の二条家・為教の京極家・為相の冷泉家の三家に分裂した。但し、為氏は為家の後継者として亀山院歌壇の指導者となつて活躍し、『続拾遺集』の撰者となつたが、自身に「二条」と名乗つた記録はない。「二条」を称されたのは為氏の子為世以降である。為氏は嫡子であったが、父為家が晩年阿仏を愛し、その間に為相らが生まれたこと也有つて、晩年の父為家とはしつくりいっていなかつた。その上、為氏と同母弟為教とも不和であつた。こうした状況から一族は庶嫡分裂状況となつた。しかし、父為家は不和ではあっても為氏を後継者として処遇していたし、為氏と為教では力量に相当な格差があり、為相は未だ幼かつたので、為氏の地位は安泰だったと言つてよからう。為氏の子為世の代となつて、為教の子為兼が一家をなし、為相が成長するに及んで、分裂を認知せざるを得なくなつたということであろう。

近年、為家を中心とする御子左家の動向に関する研究は急速に進んだ感があるが、為家没後の為氏及び嫡家(二条家)の動向に関しては未だ不明な部分が多い。本稿は、この二条家の生成期にあつて、他家排斥の書『和歌口伝』を書き、二条家の「番犬的存在」(石田・福田論文)と評された源承を取り上げ、その主張と動向を検討したい。源承については右に挙げた如く、すでに石田吉貞・福田秀一両氏の論考、『和歌口伝』については井上宗雄氏を中心とした研究会による注釈(三項冒頭までと補遺<sup>(3)</sup>)があるが、嫡家為氏と源承には微妙な主張の相違があり、猶、検討の余地があるよう思ふ。

(一)

又六字における歌

愚詠

うけがたきむくいのほどのかひもあらじまことのみちに又まよ  
五字に改載之  
なし

此歌五戒十善の力によりて人天の報をうる故に、五戒のちからありつる心を六字における。先人合点あり。勝而五字にあらためのせられたる、撰者の外の難にて侍りけるにや。これは源承の『和歌口伝<sup>(4)</sup>』の「二句のかゝりよろしからぬ歌」の一部分で、第三句に「かひもあらじ」と字余り句を置いた源承の自詠について論じている。これによれば、「うけがたき」の歌は源承が「五戒の力」の偉大さを意識したことを字余りで強調した表現で、先人(為家)も認めてくれたものであった。それにもかかわらず、撰者(為氏)が勝手に改めて『続拾遺集』(釈教<sup>1394</sup>)に収めた。これは越権行為だと源承は怒っている。しかし、源承は同じ項において、『建保六年内裏歌合』の歌を挙げ、その時の定家の判を引用し「六字におくも様によるべき」「同五文字六字七字もよまぬには侍らねど、ながく聞え侍ること至要なきにや侍らむ」として、「此難当家殊習知るべき事也」と述べている。さらに続けて、自詠(釈教百首)のりのはなは老いすしなずのくすりにてあひにあひては物思ひもなし

月は入りぬあくるはおそきながき夜にひとりさめたる夢の通路を挙げ、「のりのはなは」詠の肩に「先人難可被略之歟」と注記する。九条家本<sup>(5)</sup>によれば、「のりのはなは」及び「月は入りぬ」の

「は」が見せ消ちとなっている。さらに、「ある好土百首」の中の一首(初句「またじ今は」)を挙げ、「前中納言難同<sup>レ</sup>之」として、「無至要六字父祖二代難如<sup>レ</sup>此。而當世初句強加無要之字存秀逸尤不審。」と述べる。これらによれば、父祖二代(定家・為家)の教えでは、無用な字余り句の使用は否定されるもので、源承自身も父から自詠に対してそのような指導を受けた。それなのに、當世は無用の字余り句を使い、秀逸と思っている節があるので不審だと言つている。また、「八字九字によめる事」として、俊成の『述懐百首』中の、

こぞもさてくれにきと思へば春たつときくよりかねて物ぞかなしき

を挙げ、時によつては字余りも肯定できるとする。したがつて、源承は俊成・定家・為家の教えを受けて、字余りを積極的に肯定するわけではないが、認めてよい場合もあると考えていた。冒頭の自詠も字余り表現が効果的な一首と思っていたのだが、為氏はこれを認めず、源承には無断で改作したのである。ここからは、源承は兄為氏とは歌論に相違があり、兄に対する不信感もあったことが窺われる。

また、序の部分に、

さても弘安の勅撰めでたくきこえ侍るを、ひきくたて現存歌

になだめ入れられたる中には、庭訓にあらぬ姿も侍りけるやらむ。治定之比先人夢の中に来、つぐる事侍りしほどに撰歌のところ炎上あり。其後、現葉、残葉の両集きこえき。いづれも数をさきとして、古歌主ある歌みだれたるにや。残葉の歌は一巻に勒して亞相のもとへつかはしたりしかば、しづかにみるべきに勒して亞相のもとへつかはしたりしかば、しづかにみるべき由之返事侍りき。

とある。「現存歌」が何を指すかが問題であるが、「治定之比先人夢」の中に来、つぐる」とあるのは、為家がすでに没しており、直接批判が述べられなかつた状況での出来事だつたことを暗示しているのではないか。また、その後の撰集として為氏撰『現葉集』<sup>(7)</sup>・慶融撰『残葉集』<sup>(8)</sup>を挙げてゐることを考え合わせると、これは『続拾遺集』に関する記述で「現存歌人の歌」の意と解すのが妥当ではなかろうか。したがつて、右は為氏が撰んだ『続拾遺集』と『現葉集』及び慶融撰の『残葉集』を批判した記述と言えよう。『続拾遺集』については、「めでたくきこえ侍る」と一応賞賛するが、それに続けて「現存歌」に「庭訓にあらぬ姿」もあると批判するのである。右の部分で、『現葉集』『残葉集』は歌数ばかり気にして、「主ある詞」の使い方に乱れた歌が含まれてゐることを指摘して、これを亞相(為氏)に書き送つたところ、考慮する旨返事があつたとする。ところが、「五 不審ある歌」の項で、

ふけにけりたがいはりの秋風にこぬ夜もしらず月をみるらん  
此歌は残葉撰<sup>慶融</sup>に載せて侍りしを、いはりの秋風おぼつか  
なきよし亞相のもとへしるし遣して侍りしを、うつし入れ  
られたり。短慮のうたがひなきにや。彼撰者の偏執にや。  
猶おぼつかなし。

とある。「うつし入れられたり」とは何に写し入れたのか、「彼撰者」とは誰か、これが判然としないが、福田氏が言われたように、慶融撰の『残葉集』を参照して『現葉集』に為氏が撰び入れたことを指しており、右の歌は前述の源承が亞相に送つた批判に記された一首で、これを為氏が聞き入れなかつたことを、源承が批難しているのだと見てよからう。したがつて、「彼撰者」は為氏のこと、「主ある詞」についても源承と為氏は少し考えが異なつてゐることになる。

「四 ぬしある詞」の項には、為家以降の類似した句を持つ歌を一一組ほど挙げ、「ぬしある詞、是も文永新撰者よりみだれはじめて、弘安勅撰にも猶とゞまりしにや。今も繁昌以遺恨。前中納言承元之比、東へ記ける中にも、昨日今日といふばかり出来歌は一句も其人の詠たりと見えんことを必可<sup>レ</sup>去也。」と述べて、近い時代の歌と同句を用いることは避けるべきだが、「文永新撰者」(『続古今集』の追加撰者、家良・基家・真觀・行家をいう)からこれが乱れ初め、その乱れは『続拾遺集』まで続いてゐると批難している。主たる批

難は「文永新撰者」に向けられているのだろうが、この一一組の例

めて、昔の三代集の跡をうつされけるに、

歌の中には『続拾遺集』入集歌が三首含まれていて、乱れが『続拾遺集』まで続いているという指摘を裏付けており、先の批判と線を一にしている。

これらの記述を見ると、やはり源承と為氏の歌論には少々違いがあり、源承はそれを為氏に指摘したこともあつたが、入れられなかつたようだ。

### (1)

『和歌口伝』は序と言るべき冒頭の文章と一〇の項目から成<sup>(9)</sup>る。

冒頭に、

やまととうた代々の勅撰にのせたるなかに、延喜御時、御書どころのあづかり紀貫之歌すぐれて、昔今にかなへり。是にかはりてことぐしき詞をこのみ、耳にたつさまを求めむはあらぬ事なるべし。

とあり、『古今集』を聖視し、「ことぐしき詞」「耳にたつさま」を否定する詠風が源承の基本的立場で、その後の和歌史を、

後拾遺より古今以後の作者の歌をとゞめられて、そのすがたやゝかはり、詞花、千載両集の比ほひより、誹諧のすがたみだれまじはり、たゞこと葉なる風をのせたるによりて、元久にあらた

と捉え、『後拾遺集』以降古今風が変化し、「誹諧のすがた」「たゞこと葉なる風」が混つたが、『新古今集』の時に古風に立ち返ったとし、その中心に定家があつたとするのである。それを正しく継承したのが為家で、真觀を筆頭に文永新撰者、所謂反御子左派の歌人は、定家の門弟であつたにもかかわらず、御子左家に背いたと批難する。一〇項目の中、「一、初本とすべき歌」には手本とすべき歌として二五首を挙げるが、内訳は俊成四首・定家四首・為家七首・為氏一首・俊成女二首・寂蓮一首・定家母一首・安嘉寵院四条一首・源承一首・小侍従一首・待賢門院加賀一首。この中で小侍従と待賢門院加賀の詠は「よき歌にもおもふ様ならぬ所は侍る也」とあって、よき歌だが「初本とすべき歌」にはし難い例として挙げている。これ以外はすべて御子左家の歌人詠であるから、源承が御子左家の歌風を庶幾していたことは明瞭である。その典型を俊成・定家・為家の三代詠に見ていたこともよくわかる。一方、「二、句のかゝりよろしからぬ歌」以下「三、古歌をとりすぐせる歌」「四、ぬしある詞」「五、不審ある歌」「六、風情過たる歌」「七、ことあたらしき歌」「八、万葉集歌とる事」「九、漢語を和歌にうつしよめる可有用意事」「十、訓説のおもひくなる事」の九項は挙げた歌の批難に終始している。『和歌口伝』が批難の書と言われる所以だが、御

子左家の風に合わぬもの、主として「文永新撰者」を対象としている。

『和歌口伝』中にもっとも多くの歌が引用されているのは、為家と真觀で各一四首<sup>(10)</sup>を拾うことができるが、両者は対照的である。源承は御子左家の典型として為家を顕彰し、真觀をこの対立者として挙げ、執拗な批難を加えたのである。次いで多いのは定家詠で一〇首拾える。定家は源承の祖父で養父、御子左家の象徴的存在として、為家同様、範とすべき詠を取り上げている。唯一否定された歌は、

雪も夜もかねのおとこそつれなけれとはるばかりのちぎりやはまつ

であるが、これについては「自判詞云、鐘のおとこそつれなけれ、無下にたゞ詞にてこそ侍めれ。雪も夜もきゝよからずや侍らむ也。先達之歌たがひにえざるべき所は侍るべきを、そぞろに慢せる人は聊の難をも申出づれば腹たつ事になりて侍る、道をしらざるなるべし。」と記しており、定家ほどの歌人でも失策はあるが、自らそれを批判する自省心を持つ。それに対しても失心の者はちょっととした批判難も腹を立てるばかりで、歌道がわかつていないと指摘し、逆説的に定家の偉大さを讃える。

源承は自らのことを「連枝のなかに二代の訓説をきける、まれにや侍りけん。」と述べ、また、為家が阿仮を伴ってたびたび源承の

太秦の庵を訪れたことを記し、そこで詠じた「秋十五首」中の一首を為家が詠み改めて送ってきた時のことについて、「三代撰者歌とかきておくりて侍りき。か様の筆のすさび、をりにふれたるなさけ、嫡家にもとゞめずや。末弟今更に庭訓をあらそひ侍るはいはり也。文書をくらべ侍れかし。」とも述べる。源承が定家・為家二代の父祖から親しく薰陶を受けたこと、これは嫡家(兄為氏)をはじめ一族の中では他に見られないこと、したがって、御子左家の正統な庭訓を受けているのは自分しかないと強調するのである。「句のかゝりよろしからぬ歌」において、『金葉集』の永成法師の歌<sup>(11)</sup>

君が代はすゑの松山はるぐとこすしら浪のかずもしられず

を挙げ、「先人云、此歌第二句年来思ひわかず侍りける、前中納言日吉社にまうでゝ十禪師の御輿屋に通夜して侍りけるに夜深て社壇に、舞女此歌をたびくたかくいへりけるに、君が代はすゑのといへる第二句のかゝりよろしからぬ歌也。歌とがめ侍りけるよし愚老先人のもとに御輿屋に通夜して侍りしどきかたり出でて、俊頼朝臣撰歌にもあやまりは侍りけるとぞ申侍りし。詞のかゝり能々可用意也。」と記すのも二代の薰陶を強調するものであろう。一方、『和歌口伝』中に為氏詠は三首<sup>(12)</sup>しか拾えない。源承自身の詠の方が七首と遙かに多い。源承詠は定家・為家から評価された歌あるいは批判された歌を載せ、自分の歌の確かさと歌に対する真摯な態度を

強調する。源承が庶幾するのは当家(御子左家)の風といつても、定家・為家のそれであって、為氏のそれではなかった。執拗な自慢談や為氏批判の陰には兄為氏に対する対抗意識も窺われる。先に指摘した為氏との歌論のズレはこうした意識からきたものであろう。

ところが、「十訓説おもひくなる事」においては阿仏の言動を強烈に批難する。

亞相はをさなくより日に身ありて稽古なしと披露しけるにや。

内裏よりおほせ有りて、さほどに稽古なかりけるには御師範に舉申されける御心えなきよし頻に御尋侍りしかば、先人は筆をとらず、もとより思ひよらぬ事にて阿房申すむねなかりし程におしこめて勅撰事すでに大納言に仰下さるゝ由女房御文ありて、先人なくくよろこび畏りて今は思ふ事なしとて侍りしは、もとより道をゆるせる事あきらかなり。

とある如く、ここでは一見兄為氏の側に立ち、それを擁護しているかに見えるが、同じ阿仮批難の記述の中に「亞相心せばくてひとつはらのおとゝをだにも道にへだてたり。ましてはらぐならんすゑぐに目見る事あるまじ」といった記述もあり、兄為氏にも不信感を持っていたことも否定できない。また、末尾で『弘安百首』の経緯に触れた部分では、「弘安百首は歌人おほくてよろしき歌すくなかりき」と述べ、「安嘉門院四条歌おもひ入てよめるよし申送り

て侍りしかども、其中に一首も見えず亞相は梅歌一首之外。彼御時の作者中

に先人、父にしられぬ歌よみあるべからずとて、義絶侍りし物まで申しいれられたりき。子をみる事父にしかず。今は嫡家にあらそふとかやきこゆ。不便之事ども也。」と、その例として安嘉門院四条

(阿仮)と為教・為兼親子〔13〕を名指しで批判している。さらに、源承が加えられなかつた事情について、兄為氏からの書状「此古今書て給候故所存候て申候也。仙洞御百首定円人数に入候はゞ、御邊上人尤可詠候歟と直申入候き。背御意候やらん。今月以人闕如構々力可被催拙候也。恐々謹言 為氏」を引用し、兄為氏も推薦してくれたし、自らも元久百首(正治百首)の顕昭を先例として歌人に加えられるはずと考えたが、不釣合いな末弟と同じ列に連なつて望むのはいやだったので、所望しなかつたからだと暗に述べている。

源承の屈折した感情が窺われる。これらを読むと、源承は御子左嫡家の擁護の立場で発言しているというより、御子左の正統な庭訓を受けている自らの力を認めない周囲に対して憤懣をぶつけているかの如くである。また、弟子筋の反御子左歌人や庶流・末弟が自分を蔑ろにして嫡家に対抗しようとするのが我慢ならぬという意識が強く働いているように思われる。

為氏の後継者為世については『和歌口伝』には全く記述がない。為兼については「古歌をとりすぐせる歌」に名を示さず二首が挙げ

られている。

識がかなり強く働いているように思われる。

色かはるまさきのかづらくりかへしとやま時雨、秋の夕ぐれ

(三)

(118)

いかさまに身をつくしてか難波えに深き思ひのしるしみすべき  
(132)

前者が「文永八年禅林寺殿百首」の資平詠、後者が「禅林寺殿七百首」の資季詠と表現が似過ぎていると指摘されている。『弘安百首』に関する記述から見ても為兼に批判的であったことは確かだが、右の歌を見て、名を挙げていないと考へても、京極派の活動を踏まえた為兼批判、あるいは為世の対立者としての為兼批判とは言い難い。また、御子左家の一員でも、寂蓮と慶融はともに『和歌口伝』に四首見られるが、源承はこの両者にも批判的である。寂蓮については、

当家寂蓮治承之比詠みける百首歌、いみじき歌とて合点諸点お

ほく侍るを、他門には其姿を今にまねび侍るを、前中納言此比見侍るに一首もえりいだしがたし。人心々なりとしるせり。

(「一 初本とすべき歌」)

などと述べ、慶融についてもすでに引用した如く『残葉集』批判などが見える。この二人には一族の中の同じ僧籍者、対抗意識も働いているのであろうか。『和歌口伝』の批判には、源承の個人的な意

源承は、石田氏が明らかにされたところに拠れば、藤原為家の二男、母は宇都宮頼綱女。貞応三年(一二三四)生れで、嫡男為氏は同母兄、為教は同母弟。幼くして祖父定家に養育され、為定と名乗つた。『和歌口伝』に「もとは前中納言定家子として裕名」「愚老は祖父前中納言定家為<sup>レ</sup>子」とあるので、定家の猶子となり、元服したらしい。嘉禎元年(一二三五)二二歳頃、安居院法印聖覺の門弟として出家し、寛元元年(一二四三)一〇歳の時、直叙によつて法眼となつた。その後太秦に住み、「太秦法眼」と称された。嫡妻腹の二男であるにも拘わらず早く出家させられたのは、父母に愛されなかつたからだと石田氏は類推している。没年は明らかではないが、『定為法印申文』の記述によつて、嘉元元年(一二〇三)八〇歳での生存が確認できる。

歌人としての活動は、これもすでに石田・福田両氏よつて詳細な調査が報告されているが、確認して置きたいので一応整理しておく。現在知られる歌は、勅撰集には『続拾遺集』が初出で三首・『新後撰集』八首・『玉葉集』一首・『続千載集』四首・『続後拾遺集』一首・『新千載集』二首・『新拾遺集』五首・『新後拾遺集』二首の合計二六首、私撰集では、『夫木抄』一首・『人家集』三首・『閑月集』

三首・『拾遺風体抄』一首・『新三井和歌集』二首・『題林愚抄』二首・『歌枕名寄』四首・『明題和歌全集』四首、その他、源承の自著『和歌口伝』に七首、為家の主催した『住吉社歌合弘長三年』及び『玉津島歌合弘長三年』に各三首、藤原親範が勧進した『正応五年嚴島社頭和歌』一首で、重複分を除くと四六首である。

福田氏が指摘されたように、『和歌口伝』に、定家に見せた続歌として載せる二首が現存ではもともと早い時期のもの、定家が没した仁治二年(一二四一)、源承一八歳以前の詠ということになる。しかし、その後も源承はあまり公的な席には参加していない。まだ若かった『宝治百首』は勿論、熟年の催しであつたはずの『弘安百首』<sup>16</sup>も、晩年の『嘉元百首』も詠進していない。『続後撰集』にも入集せず、『続古今集』では、為家が評定の座から知らせてくれたところでは勅点によって五首入集するはずだったが、真觀によつてまず三首削られたと『和歌口伝』で不満をぶちまけており、最終的には一首も入集しなかつた。『続拾遺集』に三首入集して、ようやく勅撰作者となつた。しかし、前述したように、弘長三年(一二六三)為家が主催した『住吉社歌合』『玉津島歌合』両歌合には参加している。『源承口伝』『為家集』『閑月集』などの記述からは、為家と阿仮がしばしば源承の太秦の庵を訪れ、歌を詠み交わしたことがわかる。福田氏は「五十首続歌」などが行われたと指摘している。何

時のことかはわからないが、定家の息法印覺源が勧進した「日吉社七首」(『新千載集』<sup>17</sup>による)にも参加している。その他、『新拾遺集』所収歌(647・842)に拵れば、伊勢に所領があつたことから伊勢五瀬宣と交遊があり、勧められて文永一〇年(一二七三)頃に「太神宮十五首」を詠み、「伊勢歌合」にも参加した。また、『源承口伝』には「釈教百首」を詠んで為家に見せて加点を得たことが記されている。これは個人百首だつたか。この歌と思われるものが『人家集』見えるので、『釈教百首』は『人家集』の成立(文永八〜一年)以前の詠作である。これらからして、源承は弘長・文永頃には父為家や近親者の中で詠作に勤しんでいたことが窺われる。出家者であつたことにも拵ろうが、嫡男為氏は勿論、弟為教も『続後撰集』に入集し、宝治頃から宫廷歌壇に参加していたことと比較すると、源承の歌歴はかなり見劣りする。

建治元年(一二七五)父為家が没したが、ちょうどこの頃、龜山院歌壇では撰集の気運が高まっており、翌建治二年には兄為氏が撰集下命を受け、『続拾遺集』の撰集が始まつた。<sup>18</sup>『和歌口伝』によれば、建治三年には仁和寺性助法親王が勧進した「三首歌会」があり、源承はこれに参加した。前述の如く、『弘安百首』には加えられなかつたが、すでに触れたように、『和歌口伝』よればその間の事情も源承には快からぬものであつたらしい。同じ弘安元年(一二七八)に行

われた『性助法親王家五十首』には参加した。源承は仁和寺に近い太秦に住んでいたこともあり、性助法親王に親しく出入りしていたらしい。福田氏もご指摘の如く、『新拾遺集』の入集歌(877・878)によれば、弘安五年(一一八二)性助法親王が薨去した際も、行済(法印覚宗子、仁和寺法眼)と贈答を交わしている。行済とは個人的にも親しかったらしく、しばしば贈答を交わしている(『続後拾遺集』<sup>1089</sup>・<sup>1090</sup>、『新千載集』<sup>2258</sup>・<sup>2259</sup>)。当時の仁和寺性助法親王の周辺は一つの文学圏を形成しており、源承はその中心的存在であったと、久保田淳氏などは想像しておられる。小林強氏が『性助法親王家五十首』と『続拾遺集』の関係が稀薄であったことを指摘しておられるが、仁和寺文化圏と深い関係を持つ『閑月集』<sup>22</sup>の入集歌を見ても、仁和寺の活動は龜山院歌壇とは少し異なったものであつたことが窺われる。また、『新三井和歌集』には二首(206・290)の源承歌が載る(189の「法印源永」とあるのも源承の誤とすれば三首)が、いずれも三井寺の大僧正仙朝が主催した『探題百首』の詠である。仙朝は三条源氏宗光の子、前述の行済は従兄弟の孫。行済を介しての知己か。

弘安元年一二月二七日『続拾遺集』は奏覽され、その約半年後の弘安二年五月弟為教が没した。為教は兄為氏とは不和で、『続拾遺集』に我が子の歌の増加を頼んだが、かなえられず恨みつつ没したのだという。弘安六年阿仏が鎌倉に没し、弘安九年九月一四日には

兄為氏も鎌倉で没した。両者は遺産問題の解決を見ないまま世を去了。これらの近親の死と源承の関わりは現存の記録の中には見出せない。また、『閑月集』には「源承勧進十五首会」の詠が四首(433公朝・434隆弁・435能清・436時有)見出される。これは弘安の役の戦勝を祝つたものかと見られるもので、四人は皆鎌倉で活躍した歌人である。この中の能清は『源承口伝』に批判対象の詠ではあるが四首見える。源承と鎌倉歌壇との関わりを窺わせるものであるが、批判的な一面も覗かせており、為氏や為相ほどに鎌倉との馴染みはなかつたのではないか。また、『閑月集』には為氏が主催した三首会に詠じた源承の一首(306)が載り、『和歌口伝』には『続拾遺集』撰集頃と思われる為氏との書簡が見え、ある程度の交流は窺われるが、父為家の没後、源承は兄為氏とも弟為教とも阿仏ともそれほど親密ではなく、主に仁和寺文化圏を中心とした僧籍者との交流が活動の場だったようである。

為氏没後の御子左嫡家は為世が継いだが、弘安一〇年一〇月には伏見天皇が践祚し、宮廷歌壇の中心は持明院に移り、京極為兼が急速に力を伸ばした。永仁元年(一一九三)八月二七日、二条為世・京極為兼・飛鳥井雅有・九条隆博の四人が召され、勅撰集撰定について詮議があつたが、為世と為兼が対立して纏まらなかつた。ところが、永仁六年為兼が失脚、正安三年(一一三〇)正月には後伏見天皇

が後二条天皇に譲位し、伏見院の撰集計画は頓挫した。政権を握った後宇多院はその年一一月為世に撰集を下命し、『嘉元百首』が召され、嘉元元年(一二〇一)一二月一九日に『新後撰集』が奏覽された。源承は最高の八首が入集した。出詠はしていないが、前述したように『定為法印申文』によって、この『嘉元百首』の時までは生存が確認できる。歌人としての活動は、正応二年(一二八九)頃、

「熊野奉納十二首和歌」を勧進し(『和歌口伝』)、正応五年八月一〇日には藤原親範主催の『巖島社頭和歌』を詠進したのが下限である。また、何周忌か明らかではないが、父為家の忌日に往生講式の心を詠ませ、為世が応じている(『新千載集』<sup>831</sup>)。一族の最長老として、為家の忌日を取り仕切ったのであろうか。

源承はその長い歴史の中で幾種かの歌書を残した。まず、私撰集『太秦集』と『類聚歌苑』(いずれも散佚、『代集』『寂恵法師文』などに拠る)。両集は同一の集との説もあるが、現存しないのでわからぬ。その名称が『閑月集』に見えることから仁和寺文化圏との関わりが窺われる。また、私撰集『浜木綿集』(散佚、八洲文藻所収『新浜木綿和歌集』序による)は「伝源承筆笠間切」がこの集の断簡とされ、諸氏によって断簡集成がなされており、正応三年(一二九〇)成立で熊野に奉納したものと見なされている。<sup>27</sup> 源承と熊野の関係は、前述した「十二首」の他にも『和歌口伝』には熊野に勧

進した歌があり、深いものであつたらしい。歌論書『和歌口伝』は源承の著作の中で、唯一現存するものだが、内部徵証から永仁二年三月以降同六年以前の成立とされる。<sup>28</sup> 前述の如く『閑月集』も源承撰の可能性がある。

#### (四)

八十余歳まで生き、複数の撰集と著作を残した源承だが、見てきた如く、公的な席での活躍は少なく、撰集も散佚、歌も四〇余首しか残っていない。僧籍にあったことが源承の歌人活動を限られた範疇に規制した面もあつたろうが、当時の歌壇においてあまり高い評価を得ていたとは認めがたい。また、兄為氏をはじめ兄弟や近親者とも親密であつたとは思われない。幼い時、祖父に養われ、そのまま僧籍に入ってしまったことによるのであろうが、それだけに祖父を意識し、自庵を訪れてくれた父為家を意識した。兄為氏には、為家の教えに従つた意見を書き送つては無視されたらしい。『井蛙抄』に『和歌口伝』の記事がいくつか見えるが、これは定為からの聞書である。定為は為氏の子で為世の弟であるが僧籍に入った者、源承と似た境遇であった。前に引用した『定為法印申文』ではないが、叔父源承を意識した数少ない御子左家の人物だったと言えよう。『和歌口伝』において、定家・為家二代から直接教えを受けたのは

自分だけだと繰り返し強調したのは、こうした状況に対する源承の自己顯示・鬱積した憤懣の叫びだったのではないか。

源承が『和歌口伝』を書いたのは最晩年の永仁年間である。京極為兼の台頭があり、永仁の撰集計画での対立があつて、源承に「御子左家乃至は二条家の危機と映り」「為氏の跡を嗣いだ宗家の為世

を激励し奮い立たせることが、本書を著した真意」(福田論文)だつたとの指摘があり、『和歌口伝』は二条家擁護の書と言われてきた。

確かに、『和歌口伝』は御子左家の歌風を庶幾し、それに反する歌や行動を批難している。しかし、『和歌口伝』では京極家あるいは為兼批判は顕著ではない。為氏・為世に対する直接の擁護の記述も見られない。『和歌口伝』の中で執拗に批難を加えたのは反御子左派であり、阿仏である。反御子左派は、中心人物真觀が死没して二〇年近くが経ち、その活動は絶えて久しかった。この時期に批難する意義は薄い。源承が強調したかったのは、祖父定家と父為家の庭訓であつて、反御子左批判はこのための弁法だったのではなかろうか。阿仏批判にしても時期を逸しているように思われる。阿仏も為氏も死没して一〇年以上を経ている。確かに、為相が成長してきて、永仁の撰集計画には撰者に加わることを所望しているし、所領争いも未だ継続していたが<sup>(29)</sup>、嫡家為世に対抗する力があったとは言い難い。為家の恩顧と教えを受けながら、為家を蔑ろにした行動が我慢

できなかつたということではないか。結局、老境を迎えた源承が、自分が歌道家御子左家の一員であり、定家・為家の庭訓を正しく伝える唯一の人物であることを訴えた書だつたということであろう。二条家庶子あるいは同家の僧籍歌人の置かれた立場が、すでに『和歌口伝』にはじみ出しているようである。

注(1) 石田吉貞「法眼源承論」(『国語と国文学』一九五六・八)。以下、石田氏の論は断らない限り、これによる。

(2) 福田秀一「和歌口伝の著者源承の作歌生活」(『国語と国文学』一九五八・九)及び、「源承和歌口伝の考察」(『成城国文学論集』一九七〇・一一)、いずれも『中世和歌史の研究』(一九七二・二 角川書店)に再録。

(3) 井上宗雄・望月俊江「『源承和歌口伝』注解(一)」(『立教大学日本文学』一九八五・一二)、井上宗雄・望月俊江「同(1)」(同一九八六・七)、高崎由理「同(3)」(同一九八六・一二)、山田洋嗣「同(4)」(同一九八七・七)、中村文「同(5)」(同一九八七・一二)、大岡賢典「同(6)」(同一九八八・七)、高崎由理「同(7)」(同一九八八・一二)、山田洋嗣「同(8)」(同一九八九・六)、山田洋嗣「鎌倉中期における「本」「本歌」に関する二、三の問題」(『源承和歌口伝』注解・補説)。(同

一九九一・七)

(4) 『和歌口伝』の本文は『日本歌学大系』第四巻によつた。

(5) 福田氏が「源承和歌口伝の考察」に述べられたように、『和歌口伝』の伝本は天理図書館蔵の九条家旧蔵「愚管抄」・同館蔵の柳原家旧蔵「和歌口伝」(『日本歌学大系』の底本)・柳瀬一雄氏蔵の「同類和歌抄」の三種であるが、九条家本が最善本と考えられる。

(6) 「現存歌」については、福田氏が「真觀が歌を撰んだ「現存卅六人詩歌」のこととも、「夫木抄」に引かれた撰者未詳の「現存集」のこととも、或いは真觀が撰に与つてゐるとおぼしき「現存六帖」のこととも、いろいろに考へられるが、詳かでない」(「源承和歌口伝の考察」とされ、井上氏と望月氏は福田氏の論を受けてさらに、「文永新撰者之自讃歌」(打聞とも)か。そういった撰集の類に寛やかに撰入させた、の意か。また現存歌人の歌として続拾遺に入った歌か」(『源承和歌口伝』注解(1))とされる。

(7) 『現葉集』は現在散佚、『和歌口伝』の他、『夫木抄』などから二五首ほどの佚文を拾うことができる。藤原為氏撰。弘安初年(一二七八)頃成立か。『続現葉集』から四季・恋・雜の二〇巻で、『続拾遺集』に漏れた歌を集めたかと類推されてい

る。福田秀一「中世私撰和歌集の考察—現葉・残葉・続現葉の三首について—」(『文学語学』一九六〇・三) 参照。

(8) 『残葉集』は現在散佚、『和歌口伝』により慶融撰の私家集と知られる。弘安初年(一二七八)頃成立か。注(7)福田論文参照。

(9) 『和歌口伝』の内容については、注(2)「源承和歌口伝の考察」に全体に亘る分析があり、注(3)の井上氏他の注釈にも序と一・二項についての詳細な考察がある。

(10) 両者の所収歌を各項と『新編国歌大観』番号で挙げると、  
為家(一4・5・9・12・19・20・22 三105・115・117・169 四  
179・181・196)・真觀(一27・28・29・36・46・58・64 三69・  
六249 八256・258・260・262)である。

(11) 定家の一〇首は(一1・7・8・25 二49 四199 八264・  
266・268・270)である。

(12) 為氏の三首は(一3 三94・148)、源承の七首は(一23・24  
二33・34・52 三96 四202)である。

(13) 注(2)の「源承和歌口伝の考察」において、「父に知られぬ歌よみ」を為教のこと、「今は嫡家にあらそふ」を為兼のこととする。

(14) 両者の所収歌は、慶融(三89・95 五208・229)・寂蓮(一11

二六二・六六 六二四)である。

(15) 注(1)及び注(2)の「和歌口伝の著者源承の作歌生活」参考照。

(16) 『弘安百首』は纏まつて残つておらず、全貌は不明だが、『定為法印申文』の記述から源承・慶融は召されていなかつたことが知られる。

(17) 石田吉貞『藤原定家の研究』(一九五七・三 文雅堂書店)に拠れば、覚源は文永七年までは生存。当然ながらこの七首会は覚源の生存中の催行。

(18) 『続拾遺集』の撰集までの経緯は、拙稿「続拾遺和歌集成立の周辺」(『和歌論叢後藤重郎先生奉寿記念』二〇〇〇・二 和泉書院)参照。

(19) 『性助法親王家五十首』は纏まつて残つていらないが、福田秀一(注(2)論文)、久保田淳(古典文庫『閑月和歌集』解説)、小林強(『性助法親王家五十首に関する基礎的考察』『中世文藝論稿』一九八八・三)に論考と詠歌集成がある。『隣女集』所収の雅有詠から弘安元年の成立と見てよからう。

(20) 注(19)久保田淳解説参照。

(21) 注(19)小林強論文参照。

(22) 『閑月集』については注(19)久保田淳解説に仁和寺文化圏

との深い関係が指摘されている。池尾和也「『閑月和歌集』を読んでわかったこと」(『中京国文学』一九九三・三)は久保田氏の指摘をさらに進める形で撰者を源承と考察している。

(23) 注(19)久保田淳解説及び中川博夫「僧正公朝について—その伝と歌壇的位置」(『国語と国文学』一九八三・九)、同「大僧正隆弁—その伝と和歌」(『芸文研究』一九八四)、同「藤原能清について(上)—関東祇候の廷臣歌人達(三)」(『中世文学研究』一九九二・八)、同「同(下)」(『中世文学研究』一九九三・八)。

(24) 本論中に引用した『弘安百首』に関する書状の他、「三古歌をとりすぐせる歌」の項にも、為氏からの書状を載せる。

撰者状云、

参籠之間十一日御室十三夜御所題案出候。自他今古歌や候らん。暫閣善要候。先此事第一無漸事候也。御覽じて給候へ。又伊勢歌合、四首御勝持四負二、如レ此候し。片腹痛て持五御勝三なして、此歌合は事実はしたなく候けり。よくぞ最前申て候ける。高名候哉。恐々謹言

九月四日

為氏

太秦御坊

か様に申しなれて侍りしを、末弟以下思ひくにしるせる

歌を書きあつめて、治定もなくて、其比やがてあづまへ下られけるに、あまたの歌のいれる作者いそぎひろめて侍りけるにや。

とある。この書状とその後の記述も内容が判然としないが、「撰者状」とあることから為氏の『続拾遺集』撰集中の書状で、御室性助法親王家の九月十三夜会の歌題を為氏に依頼し、加えて「伊勢歌合」を為氏に見せたことに対する返事と思われる。「か様に」以下は、為氏と親しく書簡を交し、好意的であったにもかかわらず、『続拾遺集』は源承の不満な方向で完成したことを、批判しているのではなかろうか。

(25) 次田香澄「玉葉集の形成」(『日本学士院紀要』一九六四・

三)、村田正志「京極為兼と玉葉和歌集の成立」(『古典の新研究』一九五二・一〇)、井上宗雄『中世歌壇史の研究南北朝期』(一九六五 角川書店)及び岩佐美代子『玉葉和歌集全注釈 別巻』(一九九六・一二 笠間書院)など。

(26) 注(2)の「和歌口伝の著者源承の作歌生活」及び注(22)池尾和也論文参照。

(27) 注(2)の「和歌口伝の著者源承の作歌生活」及び田中塊堂

『昭和古葉名葉集』(一九四七・三京都鴨居堂)、久曾神昇「私撰集と古写断簡の意義」(『国語と国文学』一九七一・四)、同

「拾葉和歌集と浜木綿和歌集」(『愛知大学国文学』一九七七・三)、久保田淳「中世私撰集の資料について」(『国語と国文学』一九七一・四)、小島孝之「私撰集の断簡(その一)」及び旧稿

補訂「古筆切拾塵抄(三)」(『立教大学日本文学』一九八四・一二)、藤井隆「石間集と浜木綿集の成立—古筆切の検討より成立年の確定に至る」(『愛知大学国文学』一九八五・三)、杉谷寿郎「伝源承筆笠間切浜木綿集」(『王朝和歌と史的展開』一九九七・一二 笠間書院)、藤井隆・田中登『国文学古筆切入門』(一九八五 和泉書院)など。

(28) 佐々木信綱編『日本歌学大系』第四巻(一九七三・一〇)解題。

(29) 注(25)参照。

(30) 福田秀一『中世和歌史の研究』(一九七一・三 角川書店)、佐藤恒雄「御子左家領越部庄の三分とその行方」(『中世文学研究』一九八四・八)、同「御子左家領越部庄の三分とその行方(続)」(『中世文学研究』一九八九・八)、同「藤原為家の所領譲与について」(『中世文学研究—論攷と資料』一九九五・六 和泉書院)など。

追記 貴重な蔵書の閲覧等のご許可をいただきました天理図書館に謝意を表します。